

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	小学校給食表について	給食表を親子共に楽しみにしていました。 楽しい表記やカラフルな楽しい感じが学校生活にも、親の私にも毎日の楽しみの1つになっていました。 学校から配布が無くなってもプリントアウトして楽しみにしていました。 ですが5月の給食から、見にくく子供にも分かりにくく、親も子もがっかり、子供の事を考えていないのか…と不信感も持ちました。本当に残念です。 友だちのお母さんも同じ気持ちを持っていました。 前のような楽しい給食表へ戻してもらいたいです。 給食を楽しみに学校へ行く子もいるはずですよ。 その子には、この感じの表記はあまりにもひどすぎます。 子供への給食表ではなくなったのでしょうか？ 予算の関係なののでしょうか？ ご回答よろしくお願いいたします。	給食献立システムの変更に伴い、大きく様式が変更となり児童様にとっては、少し見にくくなってしまったことお詫び申し上げます。 こちらでもできるだけ見やすくなるよう試行錯誤をしており、6月分よりカラーの部分を増やす・イラストを挿入するなど改善を行っております。 また、ご確認いただけますと幸いです。 引き続き、給食が児童様や保護者様の楽しみになれるよう努めてまいります。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	保健給食室	R8.5.19	R8.6.2
2	「市民の声」公開希望	吹田市市民部市民 担当者殿 先程、室長と長電話した件を含めて、 「市民の声」公開希望 自治推進室では、碌な対応を望めないことが判明した件を加えて、 お忙しい中、よろしくお願いいたします。 > ・市民ホールはWi-Fi接続可能ですが、使用時間は1時間の設定となっております。 新幹線と同様の、メアドやSNS認証のシステムでした。 せっかくの設備を多くの方が使えるように、新幹線と同様のパンフレット、webサイトの掲示、市民ホールでの壁面掲示、吹田市の市民ホールサイトでの説明、などがあればと思います。ご検討の程お願いします。 https://www.jr-odekake.net/railroad/service/shinkansen-wifi.html その後、市民ホールの事務職員からは、施設にあるのは、ID,PWで入るものだけで、 > 使用時間は1時間の設定 のものは知らない、とのこと。 市民ホールの事務職員に無理を言って、自治推進室に確認したら両者使えることが確認できたと。 さらに、よく見る、無料Wifi使えます、の掲示を提案したところ、市民ホールの事務職員>使う人が少ないので需要がない 確認すると去年設置されて、広報していないから当たり前。	・市民ホールのWi-Fiについて Wi-Fi接続方法に関する案内を市民ホール貸室内の壁面に掲示するように進めてまいります。 ・市民ホールにある市民自治推進室のプリンターについて 市民自治推進室の物品の更新については、必要機能、利用状況等を確認し、指定管理者と協議し、耐用年数も考慮に入れながら買い替えの検討を行ってまいります。 ・津雲台市民ホールの休館日における確認方法について 吹田市ウェブサイトの「地区市民ホール」ページ(ページ番号1006908)における「休館日など利用できない日」に「祝日の翌日」とお示しております。 ・吹田市ウェブサイト「地区市民ホール」ページ(ページ番号1020454)について 吹田市ウェブサイト「地区市民ホール」ページ(ページ番号1020454)の各市民ホール名をクリックすると市民ホールの詳細が掲示された「地区市民ホール」ページ(ページ番号1006908)へ遷移され、市民ホールの詳細が確認できます。 ・「吹田市公共施設予約・照会システム」の「空き照会・予約」にて市民ホールを「施設選択」した際、検索した当日を含め3日間の表示が「-」になる理由について 市民ホールについては、「吹田市公共施設予約・照会システム」において各室の空き状況を照会するものとして使用しております。「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めており、原則、申請できないことから、検索した当日を含めその後3日間の表示を「-」表示としております。	市民自治推進室	R8.5.19	R8.6.2

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	自治推進室の市職員>自治推進室の業務でない。部局を跨ぐ業務だから、「市民の声」に上げてくれ。 聞くと、対応した主管は、A4に、よく見る、無料Wifi使えます、の印刷物くらいなら、1人で作るスキルがあると分かったので、製作と市民ホールへの配布を依頼した。 >・市民自治推進室の備品である(家庭用)プリンターには、スキャン機能が無く、利用 > 者の使用はできません。 スキャン機能のある複合機への交換は、耐用年数の数年間が来るまでは無理でしょうか。 紙から配分されている市民ホール運営資金から、スキャン機能のある複合機を購入するのが現実的でしょうか。 と、の質問を最初は準備していた。 驚いたことに、津雲台市民ホールの事務室には、スキャン機能のある複合機が設置されていた。 >・「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする > 日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めているため、 本日、状況を、4月着任されたばかりの市民相談室 室長に半時間余り相談しました。 当初の5/08 17:22のメールの決裁は課長までのものと今日確認 以下、次回は、市民部 部長 の決済を経た回答をお願いします。は変わりません。 また、5/7(木)のような変則的な休館日は、空き照会以外、何処を見たら確認できたか、お示し下さい。 この件に関しては、次回は、市民部 部長 の決済を経た回答をお願いします。 予約システムとして運用されているなら一理あります。 照会システムとしてしか運用されていないので、 > と「-」の記号が意味する内容については、「施設を利用できません」と空き照会を行った画面の左に凡例が示されております。 には該当しません。 今一度、市民の大多数が納得できるであろう回答をお願いします。 吹田市公共施設予約・照会システム ※地区市民ホールについては「空き照会」のみご利用いただけます 地区市民ホール ページ番号1006908 更新日 2026年1月23日 地区市民ホール一覧表地区名(休館日) 住所(電話) 会議室数 収容人数 和室数 収容人数				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	津雲台(火曜休館) 吹田市津雲台4-1-1(06-6871-0261) 3室 20~80人 2室 20~40人 > 市公式ウェブサイトの「地区市民ホール」のページへ遷移され、各市民ホールの休館 > 日を調べることが出来ます。 5/7(木)は休館日で電話が掛かりませんでした。 > 05/08 17:22 には、5/7(木)は休館日が表示されていたのが、18:42、 更新日 2026年1月23日 のままで、更新日 を変更せずに、更新されたので、市民は確認できなくなったのでしょうか。 最後に、私はMacOSでメールを読んでいます。 市民サービスに、機種依存文字を使われないよう、お願いします。 unicodeだと、絵文字まで対応しています。 (iOSでは文字化けしなかったのに、MacOSの対応待ちかもしれません) > 2026/05/08 17:22、吹田市市民自治推進室 <chi-somu@city.suita.osaka.jp>のメール: > >〇〇様 > > お電話にてお問い合わせいただいたご質問に対して、次のとおり回答いたします。 > (日)市民ホールにある「Wi-Fi」の使用について > ・市民ホールはWi-Fi接続可能ですが、使用時間は1時間の設定となっております。 > > (月)市民ホールにあるプリンター スキャン機能の有無について > ・市民自治推進室の備品である(家庭用)プリンターには、スキャン機能が無く、利用 > 者の使用はできません。 > > (火)「吹田市公共施設予約・照会システム」の「空き照会・予約」にて市民ホールを > 「施設選択」した際、検索した当日を含め3日間の表示が「-」になる理由について > ・「吹田市地区市民ホール条例施行規則」第4条第2項に「申請は使用しようとする > 日の28日前から使用日の3日前までに行わなければならない」と定めているため、 > 「吹田市公共施設予約・照会システム」の検索した当日を含め3日間の表示が「-」 > となっております。「-」の記号が意味する内容については、「施設を利用できませ				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		> ん」と空き照会を行った画面の左に凡例が示されております。市民ホールの各室にお > ける空き状況を紹介するものであるため、検索した当日を含む3日間の表示を「-」 > としております。 > なお、「-」と示されている期間が休館日であるか確認する方法は、空き照会を行っ > た画面に示されている施設名の下にある「ホームページ」のボタンを押下すると吹田 > 市公式ウェブサイトの「地区市民ホール」のページへ遷移され、各市民ホールの休館 > 日を調べることが出来ます。 > > お問い合わせいただきました内容につきましては以上のとおりです。 > ご理解の程よろしくお願い申し上げます。 > > > 吹田市市民部市民自治推進室				
3	難病医療費助成制度の受給者証交付までの期間についての意見	難病医療費助成制度の受給者証交付までに、申請から約3カ月かかると伺いました。 今回、実際に申請する立場になり、3カ月という期間は非常に長く感じました。 難病の治療は、申請してから始まるものではなく、申請中であっても通院・検査・投薬などの医療費は継続して発生します。 その間、いったん自己負担で支払い続ける必要があることは、患者本人や家族にとって大きな不安と負担になります。 制度上、審査に時間がかかる事情があることは理解します。しかし、医療費助成を必要としている人ほど、早く支援を受けたい状況にあります。 受給者証の交付までに3カ月もかかる現状は、患者側の負担が大きすぎると感じます。 今後、同じように申請する方のためにも、以下のような改善を検討していただきたいです。 ・受給者証交付までの期間短縮 ・申請中であることを証明できる仮の書類の発行 ・申請中の医療費負担や還付手続きについて、より分かりやすい案内	・受給者証交付までの期間短縮 難病医療費助成の審査および受給者証の交付については、大阪府で行っており、標準処理期間は3～4か月となっています。本市窓口で書類受け取り後、不備等の確認を行い2営業日以内に大阪府へ提出するよう努めております。 ・申請中であることを証明できる仮の書類の発行 窓口申請の場合は、申請書類をお預かりした証明のために受付票をお渡ししております。申請を証明する書類等の発行はしておりません。 ・申請中の医療費負担や還付手続きについて、より分かりやすい案内 償還請求の書類については、認定がおりましたら受給者証とともに大阪府より郵送されます。詳細は、大阪府庁のホームページをご確認ください。 参考URL↓ https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/atarsiiryouhizyose/syokannbarai.html ・書類不備や審査状況を確認しやすい仕組み 大阪府の申請審査状況については、本市では把握しておりません。申請されてから3～4か月経過後、大阪府から通知文または受給者証が届かない場合は、お手数おかけいたしますが、本市保健所にお問合せください。 大阪府に審査状況の確認をいたします。	地域保健課	R8.5.21	R8.6.2

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		・書類不備や審査状況を確認しやすい仕組み ・申請者が不安にならないよう、標準処理期間や現在の状況を明確に伝える対応 これは個別の問い合わせではなく、制度運用に対する意見・要望です。 難病患者や家族が、治療だけでなく手続きや金銭面でも過度な負担を抱えないよう、今後の制度改善につなげていただきたいです。 患者は、病気そのものだけでなく、治療費や手続きの不安とも向き合っています。 その中で3カ月待たされる現状は、支援制度として十分とはいえないと感じます。 今後申請される方が同じ不安を抱えなくて済むよう、ぜひ改善を検討してください。	・申請者が不安にならないよう、標準処理期間や現在の状況を明確に伝える対応 受給者証発行までの期間等をお伝えする際には、申請者の方が御不安を感じないよう丁寧な説明となるよう努める旨、課内で周知してまいります。			
4	D24-市HP「消費にゅーす」のタイトルについて改善提言。	標題について、消費生活センターが市HPの新着情報に5月7日に掲出されましたが、このタイトルでは内容のイメージが湧かず、スルーされそうな予感。具体的な内容の付記により、訴求力を高められませんか？ ・“消費” …って、日常生活、電気・ガス・ガソリンなどのエネルギー色々。サイトを開くと「新生活を安全にスタートするための注意ポイント(外部リンク)」が貼ってありました。 ⇒添付画像。D24-上:「消費にゅーす」新着情報。5月7日。下:サイト(部分)。 ⇒クリックすると「春は入学・就職・転勤等での引越シーズンです！」…が。消費者庁が 2026年3月 発行のリーフレットのみで、説明文は全く無し。 ⇒添付画像。D24-消費者庁が 2026年3月 発行のリーフレット。 ⇒標題のタイトルと内容にギャップ有り。 1)[仮(案)]:「消費にゅーす。(春は入学・就職・転勤等での引越時の注意点)」 ・今から市HPの修正は遅いです。今後は3月に掲出されますように。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ※現在、市職員の募集時期で有り、応募者は市HPを閲覧されると思われるので、人事室に供覧を願います。 【追伸】:5月4日に投稿しました下記の2件について回答が頂けておりませんのでお願い致します。①D16-市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。②D17-市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。 ※写真については、公表しておりません。	(1)タイトルに訴求力を高めることについて 消費生活センターが発信するには、「消費」という文言は、核となる言葉と考えており、今後も「消費」という文言で発信を行ってまいります。 訴求力につきましては、「消費にゅーす」は、ホームページのページタイトルとしています。副題はページタイトルに付けることは行わず、ホームページと同時に発信していますSNSで「消費にゅーす」の視認性を高め、副題等については、ホームページの中見出しや、イラストなどで努めてまいります。 (2)掲載時期について この度の掲載内容は、少し生活が落ち着いた頃にも必要な内容となっており、並びに消費生活センターの専門相談員が、直近の相談状況から選定して発信しています。 掲載については、最近多い相談事例の状況に基づき発信してまいります。 今後とも市政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民相談室	R8.5.25	R8.6.2

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	D17-2。市HP掲出の「5月は消費者月間です」への提言。	【投稿-5/4(再掲)】: 標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが、「消費者月間」についての説明文が全くありません。また消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」についての説明文が全くありません。⇒市民相談室は、速やかに周知啓発が必要と思います。 【市回答-5/25】市民部市民相談室: 市のホームページの消費者月間に説明文を追加し、消費者庁のホームページを外部リンクで追加しました。 1) 5月25日に回答を頂きましたが、サイトを見ると「消費者月間」についての説明文は、追記されていましたが、前回、投稿時の消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」についての説明文が記載されていませんでした。 ⇒後藤市長様は「吹田市は、基礎自治体であり役割について」常々、発言をされています。政府が国民に対して周知したい内容について、市民相談室は、消費者庁のリンクを貼るだけではなく、サイト内に概要の説明文は必要と思います。 ⇒添付画像。D17-2。吹田市「5月は消費者月間です」のHP(更新年月日なし) ⇒添付画像。D17-2。茨木市の「消費生活展」のHP(4月25日) ・茨木市の令和8年度の消費者月間においては、統一テーマも取り入れながら周知啓発を実施していきます。…の記載あり。 2) 吹田市の「消費者月間」のHP新着タイトルに「消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ」の付記をされたら分かり易かった(5月15日) ⇒添付画像。D17-2。吹田市の新着情報のタイトルは「5月は消費者月間です」のみ(5月15日) 3) サイトの画面には、「更新年月日」の表示が必要。⇒サイトには「参加者募集【5月28日(木曜日)】『要申込』」…の記載がありますので、サイトの内容が何年のイベントなのか分かりません。 ※今年は、間に合いませんが、来年は市民に関心を持っていただけるように改善・工夫の取組を願います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長および秘書課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願い致します。⇒5/25の回答文には、記載されていませんでしたので、お願い致します。 ※写真については、公表しておりません。	(1) 令和8年度の消費者月間の説明について 概要についてのご意見を参考に一見してわかりやすい発信に努めてまいります。 (2) HP新着タイトルに「消費者庁の令和8年度の消費者月間の統一テーマ」の付記について 主題や目的が伝わるタイトルを工夫してまいります。 (3) サイトの画面の「更新年月日」の表示について 過去の募集は、サイトには掲載しませんが、市民の皆様がご不安にならないよう表記をまいります。 (4) 供覧日について 前回D17の供覧日は令和8年5月7日でした。 今回のD17-2の供覧日は令和8年5月26日でございます。	市民相談室	R8.5.26	R8.6.2

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	D08-4。「麻疹(はしか)の感染者の増加による注意喚起が必要」(注意期間3週間)について提言。	【4/29投稿。要約・再掲】:大阪市内で患者発生で、大阪府が4月28日にHPで注意喚起をされ、「麻疹の潜伏期間は、約10日から12日(最大21日間)で、麻疹患者と接触した場合には、接触後3週間(21日間)注意が必要」の記載。吹田市のHPでは「潜伏期間は、約10日から12日間」の記載のみであり、「患者と接触した場合には、接触後3週間(21日間)注意が必要」の記述が必要。 ⇒5月15日の市回答「潜伏期間を修正」が有りました。 1)市のHPでは、潜伏期間:[4/29]約10~12日間⇒[5/13]約10~12日間(最大21日間)に追記されましたが、どのような場面が(最大21日間)なのかの説明文がありません。 ・健康医療部地域保健課は、市HPに大阪府の説明文「患者と接触した場合には、接触後3週間(21日間)注意が必要」の注記の記載により、市民に罹患防止や感染拡大の予備知識の周知が必要と思います。また接触が無かった場合は、早くに安心感が有ります。 ⇒添付画像。D08-4。麻疹(はしか)。吹田市HPの潜伏期間。上:[4/17]約10~12日間⇒下:[5/13追記]約10~12日間(最大21日間) ⇒添付画像。D08-4。麻疹(はしか)。大阪府HP。潜伏期間は、接触後3週間(21日間)の注意説明文(部分) ⇒添付画像。D08-4。大阪府の感染者。年齢階級別・ワクチン接種歴別累積報告数 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	現時点はホームページの記載内容を変更する予定はありませんが、今後、国や専門機関の記載内容を調査し、市民にわかりやすく、安心していただけるような情報提供に努めます。	地域保健課	R8.5.20	R8.6.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	万博記念公園で行われる大規模イベントについて	万博記念公園の近隣住民としてご相談申し上げます。 私は、公園でのイベント開催自体には理解しており、花火などの短時間イベントについても特に問題とは感じておりません。 一方で、5月23日の音楽イベントについては、長時間にわたり自宅内まで大きく音が届き、生活への影響を強く感じました。具体的には、Web会議の音声に影響する程度に室内へ音が入り込む状況でした。 対応そのものは公園管理者やイベント主催者が行うべきものとは認識しておりますが、市として、このような大規模イベント開催時に関する基準や運用ルール等が存在するのか、お伺いしたくご連絡いたしました。 特に、以下のような点について、何らかの取り決めや協議が行われているのでしょうか。 ・周辺住民への事前周知(ポスティング、掲示、Web等) ・スピーカー方向や低音への配慮 ・音量や終了時間への配慮 イベント開催そのものを否定したい訳ではなく、公園と地域住民が今後も良い形で共存していくために、一定の運用ルールや周知の仕組みは重要ではないかと感じております。 既にルール等が存在する場合はその内容をご教示いただけますと幸いです。 また、明確な基準等が無い場合には、今後の検討課題の一つとしてご考慮いただければ幸いです。	吹田市とイベント主催者との間で取り決めというものはございませんが、ポスティング範囲、スピーカーの向き、市役所に苦情が寄せられた際の連絡先については、主催者側から事前に説明を受けております。なお、当課から騒音について万博記念公園の敷地境界で規制基準を遵守するよう主催者側に伝えています。 〇〇様からいただきました電子メールの内容につきましては、貴重なご意見として今後に生かしてまいります。	環境保全指導課	R8.5.25	R8.6.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	図書館の利用について	北千里図書館で図書館の本を読みたいのですが、いつも席が埋まっていて座って本が読めません。学生さんが席を独占して勉強しているためなのですが、学生さんの勉強する場所を指定してほしいです。箕面の図書館では、勉強する場所を指定しているようで、座って読書する席がいつも空いているため、遠いですがわざわざ遠出して箕面の図書館を利用させてもらってます。 そもそもですが、席の数が少ないようにも思います。せっかく近くに新しい図書館ができたので、「本を借りるだけの図書館」ではなく、「本の読める図書館」に改善してください。	当施設は図書館の利用者だけでなく、公民館、児童センターの利用者も利用する複合施設となっており、いずれの利用者にとっても居心地の良い空間を目指して運営しております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。 以下、施設を管理しております指定管理者からの回答となります。 この度は、ご来館時にご不快な思いをお与えし、大変申し訳ございませんでした。 弊館は児童センター、公民館、図書館からなる複合施設のため、休日を中心に来館者が多く、4月5月の大型連休以降、週末には2千人近くの来館をいただいています。 来館者に比例し十分な席数をご用意できていなかったことと存じます。 今回は利用者様が来館時に読書するための席が無かったとのことで大変申し訳ありませんでした。 読書の為のスペースとして、閲覧席だけでなく、ソファ席を1階2階にそれぞれ設けています。 2階テーブル席は、公民館利用の前後の打合せやグループ学習にご使用いただける仕様になっているため、一定の賑わいが発生します。 静かな環境で読書をご希望の方には、1階学習席をご案内していますが、この度はそのいずれもが満席だったようです。大変申し訳ありませんでした。 グループ学習の方にはテーブルでの相席をお願いするなど、譲り合ってご利用いただけるよう声かけを行うなど、努めてまいります。 まちなかりビング北千里は施設のご利用者様にとって、快適で安心してご利用いただけるよう今後も運営してまいります。 運営についてお気づきの点がございましたら、遠慮なくお申し出下さいますようお願い申し上げます。 皆様に安心してご利用いただけるよう、今後のご来館を心よりお待ちしております。	中央図書館	R8.5.25	R8.6.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	D16-2。市HP掲出の「消費生活展」のタイトルについて改善提言。	【投稿-5/4(要約)】: 標題について、市HPの5月1日に掲出されましたが(中略)、何を展示されるのか…。イメージが湧きません。HPを見られた方は、スルーされそうな予感。⇒[仮(案)]「消費生活展; 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月23日(土)～5月29日(金)。千里ニュータウンプラザ」…にされませんか?…と提言。 ・加えて、昨年5月にも同じ内容(C17)で投稿。…と提言。 【市回答-5/25】市民部市民相談室:「消費生活展「特殊詐欺・悪質商法の被害防止」などの展示」に修正いたしました。 1) 5月25日に回答を頂きましたが、サイトを見ると5月15日に修正されていました。市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていませんでした。 ⇒添付画像。D16-2。「消費生活展」。上: サイト。下: 新着情報に無し(5月15日) ⇒これでは、市民に周知がされているとは、思えません。⇒昨年の回答文「改善します。」に疑問。 ・開催期間が、5月23日からであり、5月15日に市HPの新着情報に掲出されていたら、市民の目に触れて見学者が増えていたかも… ※吹田市の特種詐欺の昨年2025年の件数は154件、2024年131件よりも増加。2024年も2023年より増加。昨年4月末は54件、今年4月末の件数は85件…と約1.6倍の増加の状況(毎月、20件余りの被害)から、具体的なタイトルで被害の減少に取り組む吹田市の姿勢が必要。 ・今年は、間に合いませんが、来年は市民に関心を持っていただけるように改善・工夫の取組を願います。 2)【広報課へのお願い】: 吹田市報の閲覧率について数か月前に教えて頂いたのですが、失念。お忙しい中、申し訳ありませんが再度、教えて頂けますでしょうか。⇒市HPで検索しましたがヒットしませんでしたので、宜しくお願い致します。※データは少し前の数値でした。 【追伸(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-53社(10万円～1千万円×4社～非公表)。 ※投稿に対する回答時のメールの件名の冒頭に、“D16-2”の付記を願います。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載をお願い致します。⇒5/25の回答文には、記載されていませんでしたので、お願い致します。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 新着お知らせには掲載していませんが、SNSでの発信を行いました。セミナー参加者も増え、一定の効果はあったと推測しています。今後も効果的な発信方法に取り組んでまいります。(担当: 市民相談室) 2)について 令和8年2月24日付けでお答えした市報の閲覧状況について、改めて回答いたします。 令和4年度実施の市民意識調査結果より、毎号読んでいる43.4%、たまに読んでいる36.1%、あまり読んでいない8.2%、まったく読んでいない9.4%、無回答2.9%となっています。(担当: 広報課) 供覧先への供覧回付日について、今回のD16-2の供覧回付日は令和8年5月26日でございます。 前回D16の供覧回付日は令和8年5月7日ございました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民相談室、広報課	R8.5.26	R8.6.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	吹田の街をきれいにしたい。緑の会主宰者です。	スペイン語の通訳やってます。海外からの客がいいです。大阪はどこの市へいっても汚い、自転車の違法駐車、タバコの吸い殻、ゴミが道端に捨てられている。市役所のスタッフが、「それでも、人情はありまっせ」と言ったことが怒りにさえ思います。障害者福祉の委員になり、会議に出っていますが、点字ブロックの上に駐輪、タバコのポイ捨てを注意したら、殴られたけれど、私はお節介をやめません。最近、渋谷区では、ゴミのポイ捨てで2000円の罰金をその場で徴収するルールが出来ました。吹田市だけでなく大阪府内の自治体の職員にこの話をすると、大阪人は注意されるとキレル人が多いから、そんなルール(罰金徴収)なんて無理だ、と言いますが、この問題について、企画書を書いたので、直接担当部署に行きたいので、窓口を教えてください。課題は、「ルールを守り、きれいな街に」です。吹田市は路上に吸い殻が、とにかく、多いです。	吹田市内の路上喫煙や歩きたばこ、吸い殻のポイ捨て防止といった環境美化の担当は、環境政策室になります。 吹田市役所本庁232番窓口にございますので、土日祝日を除く午前9時00分から午後5時30分の間にお越しください。	環境政策室	R8.6.1	R8.6.3
11	D25-「生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業」について、市民に周知が必要。	標題について、箕面市が市HPの新着情報に5月22日に掲出されましたが、吹田市では、一般競争入札で支給事務に関する一連の業務を一括で委託する業者について、5月19日入札結果を公表されました。 1)委託仕様書には、P3-6 業務実施スケジュール。(3)コールセンターの開設及び市役所内での窓口受付及び電話応対等業務の開始について、令和8年5月中旬の記載が有り、P2-4 予定対象世帯 約7,400世帯に対して、周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D25-吹田市HP。「生活保護基準改定に関する…追加給付事業」委託仕様書(部分)。 2)箕面市のHPには、追加支給について「市議会の議決が前提となります。」の語句が有り、吹田市議会が5月28日から開催されますが、議案に「上程」されていますのでしょうか？ ⇒添付画像。D25-箕面市HP-5月22日。最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付(部分)。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 本市では、令和8年5月22日に本事業にかかるコールセンター及び吹田市役所内での相談窓口を開設し、相談対応や電話での対応を実施しております。また同日、市のホームページに掲載するとともに、同月26日に現在生活保護を受給されている世帯に対しまして、お知らせ文を送付し、相談窓口をご案内しております。 今後、本事業につきまして、受付方法など詳細が決まりましたら、市報や市のホームページにて周知をしていきます。 2)について 本事業にかかる予算につきましては、本市では令和8年2月定例会にて、市議会の承認をいただいたところでございます。	生活福祉室	R8.5.26	R8.6.4
12	高齢者への支援金等について	他県では高齢者への支援金等を2万円給付していると聞きました。吹田市はなぜ高齢者に対する支援が少なく、子育て支援が多すぎるのでは？ 高齢者は今までたくさん税金を納めてきているのに。	ご意見ありがとうございます。 物価高対応子育て応援手当や小中学校給食費の負担軽減策など、子育て世帯への支援を実施している一方、高齢者へのギフトカードの送付やプレミアム付デジタル商品券事業など、様々な取組を実施しております。今後も子どもから高齢者まで安心して暮らせるよう、必要に応じた取組を実施してまいります。	企画財政室	R8.5.28	R8.6.4

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	D27-市HP「定期検査(集合検査)の実施」について、提言。	標題について、市HPの新着情報に5月20日に掲出されましたが、市民の中には“何の検査？”“建物の検査？・身体検査？”と思われる方がおられるかもしれません。間違っ開かれた方は「何、これっ！」。サイトを開くと、取引又は証明に使用する計量器「計量法により2年に1回定期検査を受ける必要があります」…でした。 1)市民部 市民相談室は、タイトルに具体的な内容を付記して市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにされませんか。 [仮(案)]:計量法に基づく取引計量器の定期検査(集合検査)の実施について ⇒添付画像。D27-定期検査(集合検査)の実施。上:新着情報のタイトル。下:サイト(5月20日) 2)検査会場の項で、説明不足の会場が有ります。 ① 吹田市役所本庁。⇒低層棟ですか、中層棟ですか、高層棟ですか。何階ですか。窓口はどこですか？。 ② シーアイハイツ南千里(山田西1)⇒住所が1丁目のみ。番地の記載が必要。加えて、シーアイハイツは、A棟、B棟、C棟、D棟の4つの棟があり、何号棟のどこですか？ ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに人事室、広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(1)市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにすることについて 他市なども参考にし、併せて計量事業の啓発も含め、平易な表現で「はかりの定期検査(集合検査)」とさせていただきます。今後も主題や目的が伝わるタイトルにすることに努めてまいります。 新規起業された方等には、別途詳細な案内文書を送付しています。 (2)検査会場について はかり等の検査は、検査会場ごとに名簿を作成し、対象事業者へ案内文書を送付しています。検査会場の変更を希望される事業者の参考のために、ホームページ上でお知らせしています。検査会場変更希望事業者は、検査場所名簿変更のために吹田市に連絡されますので、詳細はその際に対応しています。過去の2年に1回の検査及び今回につきましても、検査会場場所は参考として関係者にお伝えできていると認識しています。	市民相談室	R8.6.1	R8.6.5

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	D22-2。市HP「RSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種」について提言。	【5/7投稿。再掲】: 標題について、3月25日および5月1日に市HPに掲載をされていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。⇒北摂の他の市・町では、新着情報に掲出で、周知がされており、吹田市も新着情報での周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D22-2。吹田市-RSウイルス母子免疫ワクチンHP。3月25日、5月1日。 【5/20市回答】: 健康医療部地域保健課の回答「RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のホームページ上の新着情報については、令和8年2月16日(月)に新着情報としてホームページに掲載を開始いたしました。」 1) 2月16日(月)に新着情報に掲出しました…との回答ですが、2月16日の新着情報には有りません。⇒確認願います。⇒3月25日および5月1日も新着更新情報に掲出されていませんので、更新内容も含めて市民に周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像。D22-2。吹田市新着情報の2月16日には、見当たりません。 2) 「RSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種」について、吹田市HPの冒頭説明文は「令和8年4月1日から(中略)定期接種が始まりました」ですが、昨年度までは3～4万円という高額でしたが、令和8年度から「定期接種化」。対象の妊婦さんには「定期接種」の語句の意味(公費負担)がどのように理解がされているのか疑問です。厚生労働省HPの「予防接種法に基づく定期接種の対象になりました」の趣旨をタイトルならびにサイトの冒頭の説明文の見直しをされたら対象者、そしてこれから妊娠の予定がある方には分かり易いです。 ・[厚生労働省]: 2026年度から、妊婦の方へのRSウイルスワクチンの予防接種が、予防接種法に基づく定期接種の対象になりました。 ・[京都新聞]: 接種率が低迷「RSウイルス母子免疫ワクチン」は昨年度までは、3～4万円という高額。令和8年4月から対象の妊婦は原則無料。	1) について RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のホームページ上の新着情報については、令和8年2月16日から3月14日の約1か月間、新着情報としてホームページに掲載したものでございます。 現在はホームページを随時更新しておりますが、新着情報への掲載は行っておりません。 また、妊娠届出、および転入時の妊婦健康診査受診票差し替え時に必ず吹田市の公式LINE登録について勧奨しております。令和8年4月1日以前に妊娠届出・転入時の妊婦健康診査受診票差し替えを行った妊婦の方につきましても、LINEセグメント配信により、個別に案内が届いているものと認識しております。 今後も更新内容を踏まえ、必要に応じて新着情報への掲載を検討してまいります。 2) について 他の予防接種のホームページ掲載内容と同様、接種費用については無料である旨を掲載しております。引き続き、より伝わりやすい内容のホームページとなるよう心がけてまいります。	地域保健課	R8.5.25	R8.6.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		・[大分新聞]:RSウイルスワクチン無料化、妊婦接種の動き広がる 大分県内の自治体も周知に注力 ・[摂津市]:令和8年4月1日から、予防接種が公費負担の対象となります。 ⇒添付画像。D22-2。厚労省、定期接種化。大分県。京都新聞。摂津市「RSウイルスワクチン」4月から対象妊婦は原則無料 3)北摂他市のHPでは、「RSウイルス母子免疫ワクチンが定期接種となりました」の記載。 ⇒添付画像。D22-2。【定期接種化】豊能町、池田市、豊中市、茨木市、高槻市。 4)「予診票」についての説明文が、吹田市のHPでは、令和8年3月31日以前に妊娠の届出をした人で接種を希望する場合は、電子申請をしてください…のみ。4月1日以降に届出した or する人に対しての発送などの説明文がありません。⇒既に発送済みと思いますが、市HPを掲出の際には、来年度のことも考えて見直しをされませんか？。箕面市、池田市のサイトが分かり易かったです。 ⇒添付画像。D22-2。予診票の手続き、処理。吹田市。箕面市。池田市 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
15	D26-「令和8年度 全国一斉情報伝達試験」について、提言。	標題について、市HPの新着情報に5月21日に掲出されましたが、サイトを見ると、お知らせの項には、「全国瞬時警報システム全国一斉情報訓練(第1回)」の表記。 ⇒添付画像。D26-令和8年度 全国一斉情報伝達試験。上:新着情報。下:サイト・訓練 1)新着情報のタイトルは「…試験」。サイトでは「…訓練」になっており、市民の中には「何これっ！」⇒訂正をされた方が良いと思います。 ・サイトの中段には、6月3日は「全国一斉情報伝達試験」になっています。 2)防災行政無線システム説明図では、“戸別受信器”の公民館では、“最大音量で放送”…の記述が有りますが、3か所の公民館の放送の音量の確認結果は、一般的な館内放送の音量で“最大音量での放送”では無かったです。 ⇒“戸別受信器”の設置個所には他に、[小中学校、市民ホール]が有りますが、前記のように“最大音量で放送”…されているのか、確認が必要と思います。 ⇒添付画像。D26-吹田市防災行政無線システム説明図 3)吹田市屋外拡声局の場所の図には、[小中学校、公民館、市民ホール]の一部が図示されていますが、“戸別受信器”の[小中学校、公民館、市民ホール]の設置個所との異なる点の説明が必要と思います。 ⇒添付画像。D26-吹田市屋外拡声局の場所。32か所地図 4)吹田市役所・本庁の正面玄関前で、昨年訓練日にJアラートの訓練放送を聞きましたが、「誰かが遠くで何か言っているな～」のレベルで聞き取りができませんでした。 ⇒添付画像。D26-吹田市役所・本庁屋上の屋外拡声スピーカー	1)について いただいたご意見を参考に修正いたします。 2)について 保守点検業務時に確認いたします。 3)について 屋外拡声局と戸別受信器については、機能が異なるため現状の記載としています。 4)について 聞き取れなかった人が放送内容を確認していただける自動応答サービスを運用しています。放送内容が聞き取れなくても気づきの機会と認識していただき、スマートフォンなどから各種情報を獲得するきっかけになればと考えています。	危機管理室	R8.5.28	R8.6.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		①.現状では、吹田市役所に隣接される近隣の住民の方々にJアラートの情報が伝わっていないように思います。⇒灯台下暗し…の状況。 ②.昨年の確認時には、市役所内の館内放送が有りませんでした。⇒万が一の非常災害時やミサイル飛来時には、館内放送も必要と思います。来庁者・市職員。そして市議会が今日から始まっています。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				
16	D23-2。「改正旅券法が成立。パスポート申請手数料が7月から引き下げ」について提言。	【投稿-5/20(再掲)】:標題について、改正旅券法が4月24日に成立。「7月1日申請分からの窓口申請手数料が、現行の1万6300円から9300円となる」の報道がされてから1か月近くなりますが、吹田市パスポートセンターのサイトは、まだ更新がされていません。⇒夏休み時期を控えて速やかに、タイムリーに市民への周知が必要。 【市回答-5/28】市民部市民室:「ホームページの掲載内容を更新いたしました。」 ⇒回答文に、HPの更新月日の記載がなかったため、パスポートセンター(PPC)のサイトを見ると、(PPC)のサイトの中段に3行(1-外務省発表)旅券手数料改定 関連情報。2-詳細は以下のページをご確認ください。3-外務省のリンク)のみで、⇒外務省HPの1-旅券手数料が7月1日から減額改定。2-留意点(申請日から旅券が交付されるまで(通常は約2週間)⇒約1か月を要する恐れ)の記載が、全くありませんでした。 ⇒市HPの新着情報には、“パスポート申請手数料改定”のタイトルが掲出がされていない事から、市民には周知が出来ていないと考えます。 ⇒添付画像。D23-2。上:Yahoo-パスポート手数料引き下げ。改正旅券法成立。4月24日。中:Yahoo。円安でもGWに開空から海外へ向かった日本人は去年と比べ10%増加。5月19日。下:手数料改定。茨木市HP。4月21日 ⇒添付画像。D23-2。パスポート手数料改定。吹田市。上:新着になし。下:サイト-不十分。右:外務省HP ⇒添付画像。D23-2。パスポート手数料改定。北摂他市HPの新着更新情報(池田市、摂津市、茨木市、高槻市) ⇒添付画像。D23-2。パスポート手数料改定。北摂他市HPの留意情報(池田市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市) ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。 【追伸:(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-53社(10万円～1千万円X4社～非公表)。 ・吹田市には、多くの企業経営者がおられます。某経営者の方から、「吹田市の言うことは、“間違っていないが、正しくない。留意されたし”」の言葉を聞いております。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘にありました件につきましては、ホームページの掲載内容を更新いたしました。 併せて、新着情報にも掲載しております。	市民室	R8.6.1	R8.6.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	吹田市給食センター工事に伴う鳥害(糞害)について	現在進められている「吹田市給食センター」の工事について、周辺環境への影響と対策をお願いしたくご連絡いたしました。 当該工事が始まって以降、工事現場近隣にある私の住むマンションの廊下や共用部に、鳥の糞が多数散乱するようになり非常に困惑しております。工事によってそれまで鳥がいた環境や飛来ルートが変化し、当マンションが新たな休憩場やねぐらになってしまっている可能性が極めて高い状況です。 鳥の糞は、見た目の問題だけでなく、乾燥した糞の飛散によるアレルギーや感染症といった住民(特に子供や高齢者)への衛生・健康面のリスクが非常に高く、日々不安を感じております。また、糞害による生活環境の悪化も深刻です。 本来、公共工事においては周辺の生活環境や生態系への配慮・対策がなされるべきかと存じます。つきましては、吹田市(および施工業者)において、現在の周辺の鳥害状況を一度ご調査いただき、工事現場側での防鳥対策や、何らかの改善措置を講じていただけないでしょうか。 住民が安心して暮らせるよう、早急なご対応と、今後の対策についてご回答をいただけますようよろしくお願い申し上げます。	健都イノベーションパーク利用事業(第2アライアンス棟(第Ⅰ期)整備・運営事業)につきましては、現在、施設の実施設計に向けた地質・測量調査を進めている段階であり、御指摘のような鳥類の生態への影響が一般に懸念されるような工事は実施しておりません。当該調査に伴い、事業用地内の一部で除草作業を実施いたしましたが、除草作業については、毎年1～2回実施している定例的な作業です。 現在のところ、御指摘の鳥害と本市所有地との直接的な関係性は確認できておりませんが、本件については施設の整備・運営を行う事業者に対しても情報共有を行うとともに、今後の施設の整備・運営が、周辺環境への十分な配慮のもとで進められるよう、事業者に対し、必要な働きかけに努めてまいります。	健康まちづくり室	R8.5.26	R8.6.9
18	D19-2。「大阪府市民後見人養成講座」に吹田市も参加されませんか？	【投稿-5/5(再掲)】: 標題について、大阪府社会福祉協議会が主催。参加の自治体は、北摂では「池田市・豊中市・高槻市・茨木市」が参加され市HPで周知されています。吹田市に於いても、高齢化そして独居世帯の増加が予測される事から、参加?について、まだ間に合うのであれば参加?されて、市民に周知をされませんか？ 【市回答-5/15】福祉部 福祉総務室: 現在、本市においても大阪府が実施する市民後見人養成講座の参加について、検討を進めているところです。 1)人口が減少、単身世帯の増加が確実視される中で、5月16日の福祉新聞の記事では、「65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は約12%の443万人(2022年度)。2040年には584万人に増える見込み」。吹田市に於いても、後見人の拡充?が必要と思います。 ・5月15日の市の回答では「検討中」の事ですが、大阪府社会福祉協議会の講座が、6月13日(土) …と近づいておりますので、吹田市の検討結果で参加されるのであれば、市民に周知をされませんか？ ⇒添付画像。D19-2。池田市HP。大阪府市民後見人養成講座。4月1日(再掲) ⇒添付画像。D19-2。Yahoo-福祉新聞「成年後見制度の「首長申し立て」1万件超 最高裁が昨年の実績集計」5月16日 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※投稿に対する回答時のメールの件名の冒頭に、“D19-2”の付記を願います。 ※写真については、公表しておりません。	お問合せいただきありがとうございます。 前回の回答で「検討中」とお答えした際、時期について言及できておらず失礼いたしました。 大阪府社会福祉協議会(府社協)が実施する市民後見人養成講座に市として参加するためには、本市と府社協との間で委託契約を結び、委託料を支払う必要がございます。 来年度以降において、必要な予算措置などを行うために現在検討を進めているところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、いただきましたお問合せは議会事務局にも供覧いたしました。よろしくお願いいたします。	福祉総務室	R8.6.2	R8.6.9

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	D29-市HP「吹田スタジアムフェスタ2026」の早期更新が必要。	標題について、都市魅力部 シティプロモーション推進室が、市HPの 新着情報に4月22日に掲出されましたが、サイトには「未決定・決定次 第HPなどで周知」…の項目が4つ有ります。⇒6月6日が開催日で す。 1)5月27日に全国紙の某新聞(北摂版)に広告が掲載(1/4頁の大 きさ)されましたが、6月3日時点で、市HPの更新がされないこと による投稿です。 ①「その他のイベントは決定次第ホームページ等でご案内いたしま す。」 ⇒添付画像。D29-吹田スタジアムフェスタHP-未決定-1 ② 吹田市啓発ブース「詳細については、確定次第お知らせします。」 ⇒添付画像。D29-吹田スタジアムフェスタHP-未決定-2 ③ パブリックビューイング「時間未定」「対戦相手未定」。 2)全国紙の広告の右上には、「MY TOWN 吹田市」の大きな名前が 記されていますが、広告費用を教えてください。 ⇒添付画像。D29-吹田スタジアムフェスタの新聞広告 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 【追申】:回答は、急ぎません。 ※写真については、公表しておりません。	吹田スタジアムフェスタを主催しているガンバ大阪とスケジュール等 調整し、決定次第HPで周知しています。今後につきましてもスケ ジュール等確定次第広く速やかに市民へ周知できるよう努めて参りま す。 なお、広告費用については、無償で掲載いただいています。	文化スポー ツ推進室	R8.6.4	R8.6.9
20	紫金山公園の キツネの件	吹田自然観察会のモニ1000鳥類調査で最近紫金山公園のキツネの 情報が良くあります。鳥類調査は6時頃から朝早い時間に実施される ために目撃も多いようです。 ・ 7時過ぎでもキツネがうろうろ。散歩の人の話では5頭いるよう だ。 ・ 今回もキツネを複数回目撃。犬を恐れないどころか近づいてくる。 恐れていたとおり餌をくれると学習しているようだ。 自然保全の観点からも餌をやる行為をやめてもらいたいのですが市 の考え、対応をお聞かせください	動物への餌やりですが生活環境被害等につながりますので禁止とさ せていただいております。明確な場所が分かれば注意看板の設置を 行い、注意喚起を実施したいと考えております。また、紫金山公園で は地域猫活動をされている団体がおられますので、健康医療部衛生 管理課を通じてエサの放置が無いように情報共有をさせていただき ました。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり 室	R8.6.1	R8.6.10
21	北千里駅前再 開発説明会の 説明資料の事 前配布につい て2	5月6日に「北千里駅前再開発説明会の説明資料の事前配布につい て」という題で問い合わせた件について、ひと月以上経ちますが、未 だに回答を頂いておりません。 いつ回答を頂けるのかお教えてください。	〇〇様から令和8年5月6日に2件、12時35分と12時37分に市民 の声を御送付いただきましたが、2件目の市民の声を1件目のメール アドレスで受付処理し、計画調整室へ回答依頼をしていました。 計画調整室からは5月21日に「〇〇」のアドレスに回答を送付して おりましたので、改めて「〇〇」へ送付するよう依頼いたしました。 今後、このようなことがないよう十分注意してまいります。申し訳 ございませんでした。	市民相談室	R8.6.10	R8.6.10

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	「回答済みです」という返答について	市民の声では「回答につきましては、〇月〇日付のメールで差し上げたとおりです」といった返答が見られます。 市民の声は、市民が市政に対する意見とそれに対する市の考え方を共有する制度と理解しています。この返答では第三者が市の見解や対応の妥当性を確認できません。このような返答方法は、市民の声の透明性および検証可能性を損なうものではないでしょうか。 すでに回答したのであれば、同じ回答文を載せてください。 ―― また市民の声内で「〇月〇日付に回答した通りです」という返答もありますが、これは前回の返答が不十分なため再質問したものであり、再回答が必要なものです。前回の返答を示すだけでは回答になりません。 実際に、ある部署から「すでに回答済みです」という返答が来たため電話で問い合わせたら、再回答が来たことがあります。これは市が適切に回答していないことを示しています。 これは > 地方公務員法 30条 すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない に反するものではないでしょうか。 もし市が本当にすでに適切な回答をしたとお考えなら、同じ回答を再度書いたらいかがでしょうか。そうすれば質問に答えているかどうか、お互いに判断が容易になります。	〇〇様からいただきました御要望の内容につきまして、令和8年6月11日に担当室課へ周知させていただきました。 よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.6.10	R8.6.11

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	市民自治推進室の回答拒否および未成年者酒類提供リスクへの行政対応照会	本件は、市民部 市民自治推進室の対応そのものが問題であるため、同室ではなく、上位部局からの回答を希望いたします。 私は同室に対し、2026年4月2日に吹田市所管施設で開催された宗教行事(〇〇)について、未成年者に酒類が手渡して回される可能性があるという具体的事実を提示し、開催の是非について再考を依頼しておりました。 しかし、明確な回答がなかったため、私は 2026年3月31日付で以下のメールを送付いたしました。 『未成年者に酒類が手渡して回される行為(酒類提供行為)を事前に把握した場合、施設利用を許可するのか否か』という点については、ご回答をいただけなかったものと理解した」 このメールに対する返信は、2ヶ月以上が経過した現在も一切いただけれておりません。 したがって、 ・吹田市として本件の判断基準を示さなかったこと ・市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したこと の二点が、確定しております。 市民自治推進室は「仮定の質問には答えられない」と述べましたが、これは行政として成立しません。 1. そもそも施設利用相談はすべて“仮定の質問”である 市民は「こういう利用はできますか？」と問い合わせます。これを「仮定だから答えられない」とするなら、吹田市は市民の施設利用相談に一切回答できないこととなります。行政サービスとして成立しません。 2. 今回は仮定ではなく“事前に把握し得る具体的事実”である 私は以下の事実を提示しました。 ・記念式では赤ワインを手渡して回す形式が公式に示されている ・教団公式サイトに未成年者参加の写真が掲載されている ・全国の自治体照会でも未成年者参加が多数確認されている ・酒類提供行為は飲酒の有無にかかわらず法令上問題となり得る これらは「仮定」ではなく、事前に把握可能な具体的危険性 です。	・未成年者に酒類が手渡して回される行為を事前に把握した場合、吹田市として施設利用を許可するのか。 「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」では、未成年者が酒類を飲用することを禁止しており、未成年者が飲用目的で酒類を所有または所持していた時はその酒類を没収または廃棄等の処分をすると規定されているだけで、未成年者が酒類を所持・所有することは禁止されていません。よって、回される行為のみを理由に施設の利用をお断りすることはできません。 ・「仮定だから答えられない」という回答は、行政として適切と評価されるのか。 「未成年者に酒類が手渡して回される行為」に関する施設利用の基準は設けていないため、明確な回答ができなかったものです。施設の利用については、法律や条例に則った運営を前提としており、法律に違反する行為を発見した場合は、利用の中止を含め適切に対応してまいります。 ・市民自治推進室が本件の判断基準を示さなかったことは、行政として適切と評価されるのか。 本件につきまして、現時点で「未成年者に酒類が手渡して回される行為」に関する施設利用の基準はないため、施設利用の基準に関する貴重なご意見として、施設の適切な運営となるように努めてまいります。 ・市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したことは、行政として適切と評価されるのか。 令和8年3月31日にご返信いただいたメールについては、回答を求める内容ではないと認識しております。そのため回答を拒否したものではありません。	市民自治推進室	R8.6.1	R8.6.15

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		それにもかかわらず、吹田市は基準を示さず、「仮定だから答えられない」として回答を拒否しました。 開催日が目前に迫っているにもかかわらず、市民自治推進室は ・危険性の通知を受け ・具体的事実を提示され ・判断基準の提示を求められたにもかかわらず ・市としての判断を一切示しませんでした。 これは、「危険性を事前に通知されていたにもかかわらず、行政判断を放棄した」という記録として残ります。設置者としての責任を果たしているとは到底言えません。 【吹田市として確認したい事項】 以下の点について、吹田市として明確な回答を求めます。 ① 未成年者に酒類が手渡しで回される行為を事前に把握した場合、吹田市として施設利用を許可するのか。 ② 「仮定だから答えられない」という回答は、行政として適切と評価されるのか。 ③ 市民自治推進室が本件の判断基準を示さなかったことは、行政として適切と評価されるのか。 ④ 市民自治推進室が当該質問への回答を拒否したことは、行政として適切と評価されるのか。 ⑤ 今回の対応は、未成年者保護・公序良俗の観点から適切と評価されるのか。 吹田市としての明確なご回答をお願い申し上げます。	・今回の対応は、未成年者保護・公序良俗の観点から適切と評価されるのか。 施設の利用において、未成年者が酒類を飲用している事実は確認されておりません。今後も、法律に則った施設運営を行ってまいります。 お問い合わせいただきました内容につきましては以上のとおりです。 ご理解の程よろしくお願い申し上げます。			
24	自衛隊の住民基本台帳の閲覧についてお聞きします	自衛隊の住民基本台帳の閲覧についてお尋ねします。 1 直近の18歳、22歳の除外申請者数をお知らせください 2 吹田市が設定する除外申請期間はいつからいつまでですか 3 自衛隊による15歳の住民基本台帳の閲覧は行われていますか？行われているとすれば、いつからですか？直近で何人の情報が閲覧されたのでしょうか？	1について 令和8年度に18歳になる方の除外申出者数は16名、令和8年度に22歳になる方の除外申出者数は2名です。 2について 令和8年度に18歳になる方の除外申請期間は令和8年3月1日から令和8年5月25日まで、令和8年度に22歳になる方の除外申請期間は令和7年11月1日から令和8年1月26日までです。 3について 自衛隊による15歳の住民基本台帳の閲覧は行われておりません。	市民室	R8.6.8	R8.6.16

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	市内のマンホールから発生するゴキブリについて	毎年5月～9月の間、市内のマンホールからワモンゴキブリが発生します。過去3年で個体数が急増しているように思います。現時点で何か対策していることがあればご教示願います。また下記の通り整理していますので、今後何らかの対策をお願いします。 大阪市や摂津市に比べ、吹田市内の個体数は多いと感じます。 1.発生状況・場所につき資料を纏めています。送付したいのでメールアドレスを教えてください。実地調査が可能であれば、実施してご確認いただきたいです。 2.殺虫剤による駆除では限界があると感じます。下記のような穴無しのマンホールへの取替検討をお願いします。取替完了まで応急対策の検討をお願いします。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/hozen/hp/prevent-2.html	資料のご提供ありがとうございます。 吹田市下水道部では、市民の皆様からご要望いただいたゴキブリ対策について、周辺のマンホールからゴキブリが地上に出ないよう、マンホールの穴にテープを貼る対応を実施させていただいております。 また、穴無しのマンホール蓋を雨水が流入する下水道管に設置した場合、大雨の際に下水道管の中が一気に雨水で満管になり、押し出された空気の逃げ場がなくなって穴無しマンホール蓋が道路上で飛び上がってしまう恐れがありますので、吹田市では現在そういった箇所には穴無しマンホール蓋の設置の予定はございません。	管路保全室	R8.6.15	R8.6.16
26	吹田市のホームページについて	吹田市のホームページは非常に分かりにくく、またユニバーサル環境、アクセシビリティ情報保障からも不適切な閲覧環境になっていると感じる。ZoomSightやユニウェブ(UniWeb)を利用したユニバーサルなホームページにすることはできないでしょうか？ これらを利用することにより、自動的にルビが振られたり、音声での読み上げたり、視力の弱い方や色の識別が苦手な方、文字を読むのが苦手な方が快適にホームページを閲覧支援を行うソフトウェアです。是非吹田市のホームページをユニバーサル環境を用いた誰もが見やすい使いやすい見たくなる聞きたくなるデザインとなるよう変更や採用を考えてください。	本市といたしましても、誰もが利用しやすいウェブサイトを目指し、ユニバーサルな環境を構築すること大変重要であると認識しており、アクセシビリティの確保に努めているところであります。 ご提案いただきました「ユニウェブ」や「Zoom Sight」などのツールにつきましては、アクセシビリティを確保するための手法の一つとして存じておりますが、費用対効果やシステムの持続可能性、ならびに既存システムとの整合性等を総合的に勘案し、現段階では導入を予定しておりません。 引き続き、本市にとって最適な環境整備について引き続き研究・検討してまいります。	広報課	R8.6.4	R8.6.17

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	D27-2。市HP「定期検査(集合検査)の実施」について、提言	標題について、市HPの新着情報に5月20日に掲出され、5月30日に「検査って何の検査？」…疑問に感じて投稿。6月5日に回答を頂きましたが、疑問点と提言。 【市回答-6/5(部分)】市民部市民相談室:市民に分かり易く、また新規に起業された方にも分るようなタイトルにする、(中略)併せて計量事業の啓発も含め、平易な表現で「はかりの定期検査(集合検査)」とさせていただきます。(後略) 1)6月5日に回答を頂きましたが、市HP(Top頁)新着情報に掲出がされていないことから、市HPでキーワード「はかりの定期検査(集合検査)」で検索したところ、6月4日にサイトが更新されていました。 ⇒計量法に「違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」の記載が有りますので、吹田市は市民に周知する責務があると思います。また、前回サイトを見られた方のためにも、市HP(Top頁)の注目ワード、トピックス欄にリンクの掲示により対象者に分かり易くされませんか。 ⇒添付画像。D27-2。「はかりの定期検査(集合検査)の実施」。上:新着情報にタイトルなし。中:タイトルの検索結果。下:サイト(6月4日) 2)サイトのタイトルを「はかりの定期検査(集合検査)」にされましたが、はかりは家庭用(体温計、体重計、血圧計など)が有る事から、今回の検査対象は、商取引用・業務用であり、タイトルを“家庭用は対象外”、です…が分かり易くする必要が有ります。 【仮(前回の提案)】:計量法に基づく取引計量器の定期検査(集合検査)の実施について 3)回答文には、「新規起業された方等には、別途詳細な案内文書を送付しています。」「はかり等の検査は、検査会場ごとに名簿を作成し、対象事業者へ案内文書を送付しています。」の記載が有りますが… ・新規起業された方、また業種・業態の変更をされた方で検査対象の計測器の導入・廃止の事業者は吹田市に届け出のルールは、計量法に記載されているのでしょうか。 ⇒添付画像。D27-2。市回答書-6/5(部分)	(1)罰則規定の掲載について 店舗等が取引に係る計量器を購入した場合、検査を受けなければならないこと、受検しなければ罰則があることも把握されます。ホームページには、検査に必要な情報を掲載し、罰則については、掲載しません。 (2)HPのタイトルについて タイトルにつきましては、サイト内検索のしやすさも重要な要素と考えています。情報が必要な方から、お電話でのお問い合わせをいただいた際、サイト内検索キーとしても伝え易く、また相手の方にもご理解いただき易くなっており、対象の事業者のご認識がいただけていることから、変更する予定はございません。 (3)検査対象の計量器の導入・廃止の事業者は吹田市に届け出のルール 計量法に定めはございません。店舗の新規・廃業届を確認し、市が管理している台帳を更新することで把握します。 また、店舗等が取引に係る計量器を購入した場合、定期的に検査を受けなければならないことを計量器メーカーも案内します。 (4)対象になるはかりについて ご意見に添付いただきましたとおり、市ホームページに掲載しております 「定期検査を受けなければならないものの例」「定期検査を受けなくてよいものの例」のとおりです。 過去から、個人の方からのお問い合わせがなく混乱を招いておらず、事業所等関係者の方にはご理解いただけていることから、関係者の方にお伝えできている内容と認識しています。 また、併せて検査が必要な方には、別途詳細な案内文書を送付しています。	市民相談室	R8.6.8	R8.6.17

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		4)サイトに記載の「定期検査の対象、対象外の例」についての記載がありますが、「郵便局で使用されている郵便物の重量測定・宅配便荷物の運賃算出用のはかり」は対象になるのでしょうか？。 ・病院、学校、保育所などで使用する体重測定用のはかり。が対象になっていますが、加えてかかりつけ医や薬局、高齢者施設に有る体温計、血圧計、体重測定器は対象になるのでしょうか？。 ・これから熱中症の時期になりますが、熱中症予防のための暑さ指数-WBGT温度計は対象になるのでしょうか？。学校行事や屋外での作業される企業は必携品です。 ⇒添付画像。D27-2。市HP。定期検査の対象、対象外の例。 5)定期検査の対象の計測器は、平日は業務で使用されており、今回の検査日程は月曜～金曜日であり、代替え計測器・人的な用意について過去はどのように対応をされていたのでしょうか？。また、市内の某病院の体重・身長両用測定器は、各階に設置されており、10台余りの運搬・移動も大変なように思います。 ⇒添付画像。D27-2。病院の体重・身長の両用測定器。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	(5)検査日程、持ち運べないはかり等について 集合検査期間中に使用するはかりの代替や人員に関しては各事業者にてお願いしています。検査日程が合わない場合は個別で対応しています。 また、集合検査以外にも検査の方法があり、必要な方にはご案内しています。 ご意見の中にございましたような病院等は、過去から集合検査ではなく、病院に計量士を派遣する方法で行っています。個別で様々な対応となりますので、電話等でお問い合わせをいただくようにしています。			
28	禁煙ゾーンでの喫煙について	お世話になります。 吹田市のモノレール山田駅の下にあるベンチで、21時頃にタバコを吸う方がいます。 その時間はこどもの習い事との待ち合わせ場所なのですが、副流煙が気になります。 こどもは心臓病を持っているので煙を吸わせたくないのです。 そこは禁煙ゾーンだと認識していますが、いかがでしたでしょうか？ もし可能なら喫煙禁止の看板を立てていただけないでしょうか？ 習い事の月水金の週に3回は喫煙されているのを確認しています。 よろしくお願いします。	本市では、吹田市環境美化に関する条例にもとづき、市内全域で歩きタバコ及びごみのポイ捨てを禁止するとともに、市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。 山田駅は路上喫煙禁止地区の対象外であることから、喫煙禁止の看板を設置することはできませんが、喫煙者の情報は今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R8.6.15	R8.6.17

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	D25-2。「生活保護基準改定に関する最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事業」について、市民に周知が必要。	標題について、5月26日に投稿。6月4日に福祉部 生活福祉室から回答を頂きましたが疑問点および提言。 【市回答-6/4(部分)】福祉部 生活福祉室：(前略)5月26日、市のホームページに掲載するとともに、同月26日に現在生活保護を受給されている世帯に対しまして、お知らせ文を送付し、相談窓口をご案内しております(後略)。 1)5月26日、市のHPに掲載された…との事ですが、市HPでキーワード「生活保護基準改定」で検索しましたが、ヒットしませんでしたので、サイトのURLを教えてください。 ⇒添付画像。D25-2。「生活保護基準改定」キーワード - 吹田市サイト内検索結果、なし ⇒添付画像。D25-2。吹田市-生活保護HPに記載なし 2)上記の市回答で、「本事業にかかる予算については、2月の市議会で承認され、5月26日に現在生活保護を受給されている世帯に対しまして、お知らせ文を送付…」との事ですが、今回の追加給付の対象者は、平成25年8月から令和8年3月までの期間において、生活保護を受給していた世帯(条件あり)で、現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯も対象(吹田市では、約2,900世帯)であり、お知らせ文の送付は未だ…と解釈が出来、吹田市報の6月号にも記載されていないことから、市HPにて第一報として[コールセンターを設置済み、窓口の案内]について掲載をされませんか。 ※市議会の常任委員会の中の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について URLは以下の通りです。 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018735/1018736/1042058.html 2)について 上記の内容につきましては、市のホームページの新着情報にも掲載をするようにいたします。(6月17日付で掲載をしております。) また、本事業に関しましては、7月号の市報にて掲載を予定しております。 なお、いただきましたお問合わせは議会事務局にも供覧をしております。	生活福祉室	R8.6.5	R8.6.18

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	利用者目線の説明について	健康医療部国民健康保険課から「後期高齢者医療簡易申告書」という書類が特に説明なく送られてきました。「後期高齢者医療保険料の賦課及び減額判定等に必要」とありますが、保険料を払うのは後期高齢者の筈です。私はまだ後期高齢者ではありません。 なぜこの書類が私に送られてきたのかの説明がないため、何らかの理由で必要なのか、発送ミスなのか判断が付きません。 以前から感じていることですが、吹田市職員は「自分が知っていることは市民も知っている」という前提で職務をこなしているふしがあります。 他にも、 ・突然「健康医療部国民健康保険課」「後期高齢者医療簡易申告書」と示されても、どこで単語を区切るのかわかりません。「後期高齢者医療簡易申告書」のようにスペースを入れればましになります ・「賦課」とありますが、これが読めて意味がわかる人は少ないと思います。読めなければ国語辞典ではなく漢和辞典を引かねばなりません。そこまでするのは手間です 今回のことからすると、高齢者向けの書類もこの方針で作られているということでしょう。それでは市民に親切とはいえません。作成者は意味を知っているので読めますが、受け取る側はそうではありません。 改善を希望します。	平素は本市行政につきまして、御理解御協力賜り、厚くお礼申し上げます。 過日、「利用者目線の説明について」の御意見をいただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。 後期高齢者の方の病院窓口での自己負担限度額につきましては、世帯全員の前年の所得情報の御報告、御申告内容に基づいて計算し、決定いたしております。 そのことから、〇〇様の前年の所得情報も必要となっておりませんが、〇〇様の前年の所得情報の御報告、御申告が見当たりませんでしたので、御提出をお願いするため、送付したものでございます。 書類に記載する説明語句等につきましては、従来からわかりやすさを心掛けているところでございますが、御指摘の部分等にわかりにくい記載があったとのことで、申し訳ございません。 いただきました御意見につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合にお伝えさせていただきますので、御理解のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。	国民健康保険課	R8.6.17	R8.6.18

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	D31-「片山市民体育館の避難はしごの降下地点」の表示が必要。	1) 標題について、管轄の消防署は現地確認をされて施設管理者に指導が必要と思います。 ⇒添付画像。D31-「片山市民体育館」。左:避難はしごの降下地点の表示なし。右:他所の表示例 ⇒添付画像。D31-吹田市HP。消防設備に関する審査基準等。避難器具 ・片山市民体育館(3階建て)の避難はしごの降下地点の注意のパネルが壁面に貼って有りますが、路面表示(黄色の□四角)が有りません。また、注意パネルの上方にはコンクリートの大きな梁があり、そして1階よりも突き出ている事から着地点の推測ができませんので、市民は判断不能です。加えて、2階、3階の降り口(降下地点)は異なると思いますので、更に判断不能と思われます。 ・片山市民体育館(3階建て)の2階、3階からの避難器具は、梯子ですか、それとも救助袋ですか？。 2) 片山市民体育館の防火管理責任者はおられますか？。 ・避難訓練計画は、ありますか？。体育館の利用者は小学生を含む老若男女であり、訓練計画は利用者の年齢など考慮された内容になっていますのでしょうか？。最近、訓練をされたのはいつですか？。 ・避難器具(梯子 or 救助袋)の安全確認はいつされましたでしょうか？。 3) 防火設備の定期点検は、法令で定められていることから、これまでに指摘されていなかった事が不思議です。最近は、いつ点検をされたのでしょうか？。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) について 南消防署と文化スポーツ推進室との合同で現地確認を行い、御指摘内容を受け、別紙画像のとおりプレート貼付位置の修正を行いました。 なお、本施設には救助袋(垂直式)が3階に設置されています。避難器具の降下地点表示(プレート、路面表示)については、法的には不要ですが本市指導事項となっており、指導内容についてはプレートか路面表示のどちらかを指導しています。 (担当:南消防署・文化スポーツ推進室) 2) について Q1:防火管理者は体育館長となります。 Q2:避難訓練は年2回実施しており、今年度は9月と3月に計画しています。 Q3:幅広い年齢層を想定して避難訓練を実施しています。 Q4:令和8年3月9日に実施しました。 Q5:令和8年1月13日に実施し、同年3月9日に南消防署へ報告書を提出しています。 (担当:文化スポーツ推進室) 3) について 消防設備の点検は令和8年1月13日に実施されており、令和8年3月9日に消防用設備等点検結果報告書が南消防署に提出されております。 (担当:南消防署)	南消防署、文化スポーツ推進室	R8.6.11	R8.6.22

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	吹田市内を全面的に路上禁煙にして下さい。	私は大阪市民ですが、頻繁に吹田市に通っています。 大阪市内は全面禁煙になって一年半くらいですが、路上喫煙が激減しています。 吹田市の一部を除いては、立ち止まったのタバコは許されている状況です。 私は持病があり、受動喫煙してしまうと吐き気や頭痛などの結構厳しい症状が出てしまいます。 お子さんや妊婦さん、患者さんのためにも、全面禁煙をご検討いただけたらありがたいです。 吸っておられる方のご家族も、本音では喫煙をやめて欲しいのではないのでしょうか。	本市では、従来から規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで路上喫煙防止に努めてきました。 このため、吹田市環境美化に関する条例にもとづき、路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、条例違反行為に対する指導及び啓発を実施しています。 今後とも活動を継続してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 (担当:環境政策室) 屋外での喫煙につきましては、健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例において規制の対象外となっており、市による指導等の対応は困難な状況でございます。 しかしながら、同法では「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と定められており、本市におきましてもその周知に努めているところです。 (担当:健康まちづくり室)	環境政策室、健康まちづくり室	R8.6.11	R8.6.22
33	D30-市HPサイトの「すいたんAI チャット」の表示について提言。	1) 標題について、市HPで福祉部 高齢福祉室 介護保険グループのサイトでは、「すいたんAI チャット」の表示位置がページの左端に位置しており、文字の上に「すいたん」が重なり、閲覧時に支障になります。⇒他市のように右側にされたら、加えて…。 2) 「すいたんAI チャット」にすいたんを一時抹消の“X” 印が必要。閲覧時や印刷時の支障対策になります。⇒豊中市の例参照 ⇒添付画像。D30-「AI チャット」。左:吹田市すいたん。右:豊中市の“X” 印の例 3) 吹田市のデジタル政策室が、システムの構築をされたと思いますが、吹田市のDXレベルが問われると思いますので、全部局のHPでの使用状況の確認をされたら… ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) 2) について 貴重なご意見をいただきありがとうございます。ホームページと「すいたんAI チャット」とをより使いやすくするために、今後、すいたんAIチャットのアイコンを消す機能を追加し、アイコンの位置についても検討してまいります。 (担当:高齢福祉室) 3) について ホームページのシステム構築の所管である広報課よりお答えします。チャットボットについては当該ページを所管する室課と掲出内容や設置箇所を相談の上、表示しています。 ブラウザを拡大すると文字上にチャットボットのアイコンが重なるため、ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくようお願いいたします。 いただきましたご意見や使用状況を参考に、引き続きユーザビリティの向上に努めてまいります。 (担当:広報課)	高齢福祉室、広報課	R8.6.9	R8.6.23

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会13	市は2025年9月26日付回答において、 >全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映することを十分に行うことができていなかったと認めています。 しかし、2025年9月及び2026年3月の地域自立支援協議会全体会議の議事要旨では、この事実が委員に共有されたことを確認できません。 過去の課題と改善の必要性を委員が認識しなければ、問題を改善できないのは当然です。 【質問1】 当該事実を委員に説明したのか否か、説明したのであればいつどのように説明したのか、説明していないのであればその理由をご説明ください。 また前回の回答の >御質問や御要望に対し、市が回答、御説明できる新たな内容はありません は、「回答を拒否します」を言い換えているだけです。 【質問2】 回答しない正当な理由をお示しください。 >令和7年12月19日、令和8年1月19日、2月17日付けのお問い合わせにつきましては、すでに回答済み その回答が不十分だから質問し直しています。この態度が許されるのであれば、見当違いの回答をし、再度回答を求められたら「すでに回答済みだ」と逃げる可能性があります。 >御意見として承らせていただいております 意見ではなく質問です。お答えください。	【質問1】 令和7年9月開催の地域自立支援協議会全体会議において、次期障がい者計画等の策定にあたり、地域自立支援協議会で議論した内容を計画に反映するため、障がい者施策推進専門分科会との連携を強化する必要があること、また、これまでは意見をうかがう時期や方法が整理されておらず、意見聴取方法に課題があったことを説明しました。 令和8年3月開催の地域自立支援協議会全体会議では、地域自立支援協議会の委員が障がい者施策推進専門分科会の作業部会に参加し、計画策定に参画していること等について、資料共有による説明も行っております。 なお、議事要旨は会議の主な議論や決定事項を記載するものであり、説明内容をすべて記載しておりません。 この間の2回の会議において、地域自立支援協議会全体会議委員からは特段の異議や質問もなく、改善された仕組みに基づき、現在は活発な意見交換が行われていると認識しております。なお、地域自立支援協議会において、「過去の不備」という文脈での説明ではなく、あくまで、これまで不十分だった点をよりよい形にするための「今後の改善」という文脈で共有を行っております。 【質問2】 市としては、これまでの回答において、当時の状況や現在の認識を可能な限りお伝えしてまいりました。〇〇様が「不十分」とされる点についても、市の見解(職責の不履行には当たらない、改善に努めている等)は既に示しており、同じ質問に対してこれ以上の異なる回答を持ち合わせていないため、「新たな回答はない」と申し上げております。対話の拒否ではなく、市の最終的な見解の提示であるにご理解賜りますようお願い申し上げます。	障がい福祉室	R8.6.10	R8.6.23

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		市職員の人件費について > 損失とは考えておりませんので、市として改めての算定はいたしかねます と述べておりますが、損失かどうかは「10年間、施策化を検討反映しなかった事実」と人件費の比較によって初めて判断できることです。 【質問3】 判断するために人件費をお教えてください。 また、市は > 地域自立支援協議会の活動により整備された具体例はございません > 全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは、策定プロセスにおいて十分に行うことができていなかった と認めていながら、 > 「会議が機能していなかった」とは思っておりません と述べています。 【質問4】 では「会議は機能していた」とする根拠は何なのか、お教えてください。	【質問3】 会議において委員間の情報共有や地域の課題整理が行われていた以上、施策化への反映が不十分であったとしても、その活動自体が「無益な損失」であったとは評価しておりません。したがって、比べるべき損失がないと考えている以上、その比較対象として人件費にかかる改めての算定は行わない方針です。 【質問4】 市が「機能していた」と述べる根拠は、地域自立支援協議会の目的が「計画への反映」のみならず、法および要領に基づいた「地域の課題共有」「関係機関のネットワーク構築」「個別事例の検討を通じた地域課題の抽出」等、多岐にわたるためです。計画策定プロセスという点においては改善の余地がありましたが、その他のネットワーク構築や情報共有の場としては、10年間継続して役割を果たしてきたと判断しております。			

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	国民健康保険料分割納付書類作成について	6月12日午前10時半頃1ヶ月83千円余りの納付書をポイント獲得のため49千円と残金の2枚に分けて貰うため国民健康保険課に来庁しました。すると今年は分割するけど来年からは出来かねるという説明を受けました。どこの自治体も分割については快く応じてくれるので納付出来なかったのも〇〇という課長に説明を求めました。すると彼は当初、皆こういうことをされると困ると言いました。一ヶ月83千円も支払っている人はそんなに多くはないはずだ、一体去年何人くらいいたのか問うと今度は数の問題ではないと言い出し(もうここで既に論理破綻している)今度は一部の人が利益を得る行為は出来ない、公平でなければいけないと言いつつここから先は長くなるので〇〇課長に聞いてもらえれば詳細は分ると思うので省略します。私は6月17日から7月28日まで海外に行っており8月以降であれば役所に赴いてもいいので私の要求が不当なのか回答を求めます。	国民健康保険料の納付については納期限を定めて年間の保険料を6月から10期に分けて納付いただくことが吹田市国民健康保険条例で定められております。 納期限までに全額を納付することが困難で、法律等に定められた猶予の要件に当てはまる場合は、分割(分納)をお受けすることもございますが、地方自治法により効率的かつ効果的な事務処理が求められていることから、納付方法については、国民健康保険に加入されている方について、どなたも同じお取り扱いをさせていただいております。 国民健康保険については病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう加入者の方で保険料を支えあう制度であり、ポイント獲得のための制度ではありませんので、〇〇様におかれましても、国民健康保険料の納付についてご理解いただくようお願いいたします。	国民健康保険課	R8.6.15	R8.6.23
36	D32-「パスポートの電子申請にかかるシステム利用等の停止について」の周知が必要。	標題について、システム利用等の停止日(令和8年6月19日～令和8年6月21日)について、市HP(Top頁)の新着更新情報(6月17日～5月29日)に掲載されていません。速やかに周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D32-茨木市HP「パスポートの電子申請にかかるシステム利用等の停止について」(6月17日) ※写真については、公表しておりません。	御指摘いただきました件ですが、令和8年5月27日付で「オンライン申請停止日のお知らせ」の掲載をいたしております。 引き続き、国・大阪府からの通知に注視し、必要な情報を発信できるよう努めてまいります。	市民室	R8.6.18	R8.6.23
37	北千里駅前再開説明会の説明資料の事前配布について3	6月10日の返答は質問に答えておらず、まったく日本語が通じていません。 > 当日に資料とともに口頭での補足などで詳しく説明させていただくことで、誤解を防ぎ、正確な理解につながると考えていることから、資料の事前公開は予定しておりませんでした この回答について、 ・当日の口頭説明 ・資料の事前公開 は排他的ではないどころか、むしろ両方行うことで理解が深まるもののため、 「当日に口頭説明するため事前公開は行わない」という論理は成立しません。 これを認めますか。「はい」か「いいえ」でお答えください。	「市民の声(令和7年度3月分No.25,26)」をいただいた当初、第9回北千里駅前まちづくり意見交換会の準備を進めるにあたっては、説明資料の事前公開については、説明会形式の意見交換会においては、口頭での補足などで詳しく説明しながら資料をご覧いただくことにより、誤解を防ぎ、正確な理解に繋がると考えていたことから事前公開は予定していなかったものであり、その旨を回答させていただきました。 また、同じく「市民の声(令和7年度3月分No.25,26)」でいただいた御意見を踏まえ、今後の説明資料の事前公開について検討させていただき旨をあわせて回答したものです。 今後もいただきました御意見を踏まえながら、北千里駅前まちづくり意見交換会がより良いものとなるように努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	計画調整室	R8.6.10	R8.6.24

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	アライグマ出現	朝4時過ぎに、家の周辺から怪しい鳴き声が聞こえた 先日テレビでアライグマの特集してたから、すぐに鳴き声の正体が分かった	この度はアライグマに関する情報提供をいただきありがとうございます。 本市のホームページにて目撃情報の共有を行っておりますので、今後実際にお見かけになりましたら環境政策室までお知らせください。 また、本市では環境政策室の窓口にてアライグマ捕獲器の貸し出しも行っておりますので、生活環境被害でお困りの場合や設置にご協力いただける場合はご連絡ください。	環境政策室	R8.6.19	R8.6.24
39	D22-3。市HP「RSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種」について提言。	【5/7、5/24投稿。再掲】: 標題について、2月16日、3月25日および5月1日に市HPに掲載をされていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていません。⇒北摂の他の市・町では、新着情報に掲載で、周知がされており、吹田市も新着情報での周知が必要だと思います。 1)RSウイルス母子免疫ワクチン接種費用が昨年度までは、3~4万円という高額でしたが、令和8年度から「定期接種化(公費負担)」になり、市HPの新着情報での周知が必要について提言をしましたが、新着情報に掲載をされていません。 2)2月16日には掲載されていない事を、5月24日に投稿(2月16日の新着情報の画像を添付済)しましたが、⇒健康医療部地域保健課から6月8日の回答「2月16日から3月14日の約1か月間、新着情報としてホームページに掲載したものでございます。」を頂いておりますが、2月16日の新着情報の画像を見れば一目瞭然であり、市の回答は間違っておられます。⇒訂正願います。 ⇒添付画像。D22-3。吹田市新着情報の2月16日になし(再掲) ・市HPの新着情報に掲載されている、最下段が2月16日掲載のページ全体の最上段の日にちは3月2日であり、翌3月3日の新着情報のページの最下段の日にちは、掲載件名数の制約から自動消去されて、2月17日であり、市の回答文の「2月16日から3月14日の約1か月間掲載」は、間違っておられます。 ⇒添付画像。D22-3。新着情報の2月16日~3月2日になし。 ⇒添付画像。D22-3。健康医療部地域保健課から6月8日の回答文(部分) ⇒添付画像。D22-3。新着更新情報。3月25日になし ⇒添付画像。D22-3。新着更新情報。5月1日になし 3)市HPサイト(5月1日更新)には、厚生労働省が4月に作成のリーフレットを追加記載をされていますが、新着情報には掲載されていません。 4)市HPサイトには、“里帰り出産”の語句がありません。⇒手続きについての説明文または、リンクの貼付けが必要。 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長ならびに広報課に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日の記載(市民相談室に確認されて)をお願い致します。 【追伸:(企業版ふるさと納税の令和7年度実績)】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市-4社(10万円、非公表)。豊中市-53社(10万円~1千万円X4社~非公表)。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 接種対象者である妊婦に対する情報提供が最も重要と考えています。定期接種の開始については、妊娠届出、および転入時の妊婦健康診査受診票差し替え時に予診票と案内文書を手渡ししています。また、妊婦健診受診先である産婦人科での情報提供についても協力依頼を行っています。以上のことから、定期接種化する旨の新着情報への掲載は行っていないが、個別案内、ホームページ、ポスター掲示等での周知を実施しているところです。 2)について 御指摘いただいた後、改めてホームページを確認したところ、新着情報としての掲載は行っておりませんでした。確認不足での回答となりましたことについて、訂正し、謹んでお詫び申し上げます。 3)について 新たな情報の追加につきましては、該当のホームページに更新掲載しています。 4)について 手続きにつきましては、ホームページにあります「接種場所」の「吹田市外で定期予防接種を希望する場合」のリンクから流れを確認することができます。また、そのリンク先の「対象者」に“里帰り出産等”と記載しています。	地域保健課	R8.6.16	R8.6.25

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	D33-「ガンバ大阪 ACL2優勝に伴う優勝セレモニー実施のお知らせ!」の報告周知が必要。	標題について、市HPにて6月5日「ガンバ大阪がACL2優勝に伴う優勝セレモニー実施。」(6月8日(月曜日)10時～ 本庁ロビーにて)について掲出をされていますが、結果の報告をされませんかでしょうか。 ・ガンバ大阪の本拠地は、吹田市です。セレモニーは、平日に行われていますのでファンの方々が報告を待っておられると思います。 ⇒添付画像。D33-吹田市HP。ガンバ大阪 ACL2優勝に伴う優勝セレモニー実施のお知らせ!。上:新着。下:サイト(6月5日) ⇒添付画像。D33-高槻市HP(Top頁)。ガンバ大阪 ACL2優勝に伴い、市長に優勝報告(6月16日) 【追伸】:回答は、遅くなっても構いません。 ※写真については、公表しておりません。	掲載までの日数については、内容や写真について確認に時間を要したものです。今後も引き続き速やかな情報提供に努めて参ります。	文化スポーツ推進室	R8.6.18	R8.6.29
41	豊津町市営住宅あとの駐車場工事	市営住宅あとの駐車場工事ははじまってからストップして何日もたっているが今日も昨日の雨で掘削したところに雨が溜まっている、子供でも入って上から土が崩れたらどうするのか!どうなっているのか?	御心配いただいております工事に関しまして、近日中に完了予定です。 敷地の東側に面している工事範囲と歩道側につきましては、現在コーンとコーンバーを設置し、工事区域と歩道を明確に区分しておりますが、本日から工事完了まで進入禁止の注意をより分かりやすくするために、トラロープを巻き込み、進入できないように塞ぐ措置を進めております。 近隣の皆様には御心配と御迷惑をおかけいたしますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。	住宅政策室	R8.6.26	R8.6.29
42	「千里丘上〇〇から南北の道と交差するT字路のカーブミラー設置要望」について	6月2日にメールにて、周辺住民の同意が得られていない状況で、設置することはできないため、カーブミラーの設置は困難とのことでしたので、私が直接、その方(〇〇氏)に相談しにいきました。いろいろと話を聞いていますと、市の方からはまったく説明がされていないと言われました。自治会長に頼むのではなく、市自ら説明、設置してもらるように話をしていただけませんか?よろしくお願いします。	カーブミラーの設置には、周辺住民の同意を得た上で、自治会(自治会長)からの要望書の提出が必要となります。周辺住民の同意は、自治会(自治会長)にて行っていただくこととしておりますが、状況を鑑み、吹田市自ら、周辺住民に直接お会いしてお話を伺うことも含め、検討してまいります。	道路室	R8.6.24	R8.6.30
43	〇〇地区の路上喫煙(学生)について	〇〇地区は吹田市条例で路上喫煙禁止と認識しています。 にもかかわらず学生は平気な顔で路上喫煙を繰り返しています。 〇〇に直接クレームを入れても全く改善されません。 条例を定めた吹田市にはそれを実効・取り締まる義務があると思いますがどうお考えでしょうか? 環境部環境政策室に直接電話したところ「あーまた〇〇ですね、我々もこまってるんですよー」とやる気のない回答が来ただけでまったく誠意を感じませんでした。 他方、健康医療部健康まちづくり室に直接電話した際は、〇〇に直接連絡・注意していただいたり路上喫煙を助長するような店舗に灰皿撤去を依頼していただいたり、その旨ご回答連絡をいただけて、誠意あるご対応をしていただきました。同じ吹田市の部署でも大きく対応が異なることに困惑しました。 吹田市全ての部署で、健康まちづくり室のような誠意ある対応を実施していただけることを望みます。	吹田市環境美化に関する条例にもとづき、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定されている〇〇周辺の路上喫煙は、当室においても改善に向けて取り組むべき課題であると認識しております。このため、当室では路上喫煙防止啓発員が市内を巡回し、条例違反行為に対する指導及び啓発を実施しています。 今後も粘り強く活動を継続してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	環境政策室	R8.6.29	R8.6.30
44	害虫について	大阪府吹田市千里山西〇〇周辺の道路に連日ゴキブリが発生しています。通学中に子供たちの足元をウロウロしている状態です。数年前から毎朝毎晩、生きてくるものも死骸も含めて見かけており酷い状況です。対応をお願いいたします。	電話連絡したところ、ご要望は豊中市内の下水道施設から出てくるゴキブリに対してであり、吹田市の管轄外のため、豊中市へご連絡していただくようお願いしました。	管路保全室	R8.6.29	R8.6.30